古河労働基準監督署発表 平成22年12月10日

> 問い合わせ先 古河労働基準監督署 広報担当者 監督課長 天廣 竜也 安全衛生係 高橋 勇人 電話 0280-32-3232

## 重大な労働災害防止にかかる緊急要請について

古河労働基準監督署(署長 宮崎 ひろみ)は、労働災害の防止、特に死亡災害の撲滅をめざして取り組んでいるところですが、当署管内で平成22年10月28日に下水道工事のマンホール内で発生した酸素欠乏症・硫化水素中毒の災害で1名の尊い命が失われました。

このため、当署では同種の労働災害を防止するため、緊急の取組みの一環として、当署管内の公共工事発注機関に対して、酸素欠乏症防止のための自主点検の実施を要請しました。

酸素欠乏症や硫化水素中毒の災害防止には、普段の危険予知活動やリスクアセスメントの実施により、危険性を認識して災害防止対策を行うことが重要です。よって発注段階で酸素欠乏症や硫化水素中毒のおそれのある作業が見込まれる工事を施工する事業者に対して、事前に作業主任者の選任や、酸素濃度測定器具の有無、換気のための送風機や保護具の保管状況等を確認して、必要な配慮及び指導を行うことが安全な作業を遂行することにつながると考えております。

また、当署でも、あらゆる機会をとらえて同種労働災害防止を呼びかけています。

## 参考資料

- ・酸素欠乏症防止のための自主点検表
- ・なくそう!酸素欠乏症・硫化水素中毒(リーフレット)
- ・ 年末年始無災害運動(リーフレット)

## 酸素欠乏症等防止のための自主点検表

酸素欠乏危険場所における作業を行う可能性がある場合には、その頻度や作業時間の長さにかかわらず項日ごとに点検を行い、該当する番号に 〇を付けてください。黄色の箇所に〇を付けた場合には改善が必要ですので、すみやか改善措置を講じてください。

	酸素欠乏等危険場所を把握していま	1すべて把握している	2一部把握している	3把握していない
作業	すか 酸素欠乏等危険場所を関係者に周知		2 印記渡りている	O'RINE CUMPU.
	させていますか	1全員に周知している	2一部に周知している	3周知していない
	酸素欠乏等危険場所があることを表示 していますか	1すべて表示している	2一部に表示している	3表示していない
	酸素欠乏危険作業に関する作業計画 を定めていますか	1元請が定めている	2下請が定めている	3定めていない
画の	作業計画を作業員に周知していますか	1全員に周知している	2一部に周知している	3周知していない
策定	工事計画に酸欠対策は盛り込まれて いますか	1盛り込まれている	2盛り込まれていない	
	酸欠の危険がある地層の有無・状況を 調べていますか	1調査している	2該当する場所がない	3調査していない
	圧気工法を行う際、空気漏出の有無等 を調べていますか	1調査している	2圧気工法ではない	3調査していない
2	酸素濃度等の測定器具をあらかじめ 準備していますか	1備え付けている	2借りる準備をしている	3準備していない
測定	換気装置をあらかじめ準備しています か	1備え付けている	2借りる準備をしている	3準備していない
器具等	空気呼吸器等の保護具をあらかじめ 準備していますか	1備え付けている	2借りる準備をしている	3準備していない
の進	測定器具の月次点検・始業点検を行っ ていますか	1点検している	2点検していない	3確認していない
	保護具等の月次点検・始業点検を行っ ていますか	1点検している	2点検していない	3確認しでいない
	酸欠作業主任者(1種·2種)の有資格 者はいますか	1有資格者はいる	2有資格者はいない	3確認していない
業主	酸欠作業主任者(1種・2種)は選任し ていますか	1選任している	2選任していない	,
任者	作業主任者の氏名・職務を周知させて いますか	1周知させている	2周知させていない	
測	作業開始前に酸素・硫化水素濃度を 測定していますか	1測定している	2測定していない	3確認していない
1 1	測定は作業主任者に行わせていますか	1いつも行わせている	2作業主任者以外の者が 測定することがある	
$ \hat{\sigma} $	酸素濃度等を測定した結果を記録していますか	1記録している	2記録していない	+
実施	作業中は継続して十分な換気を行って いますか	1いつも換気している	2時々換気している	3換気していない
5 特	酸素欠乏危険作業従事者に特別教育 を行っていますか	1全員に実施済である	2未実施者がいる	3確認していない
教	空気呼吸器等の使用方法を教育して いますか	1教育している	2教育していない	
	事故発生時における救出方法の訓練 を行っていますか	1訓練している	2訓練していない	
	作業間の連絡調整は行っていますか	1いつも行っている	2時々行っている	3行っていない
11 1	作業開始前に打合せを行りていますか		2時々行っている	3行っていない
6	監視人を配置する等の措置を講じてい ますか	1いつも講じている	2時々講じている	3講じていない
の	関係者以外の立入りを禁止していますか	1禁止している	2禁止していない	3確認していない
他	作業場所を毎日巡視していますか	1毎日巡視している	2時々巡視している	3巡視していない
	作業の実施状況を把握していますか	1把握している	2把握しないことがある	3把握していない
	入退場時に人員を点検していますか	1点検している	2点検していない	3確認していない

## [参 考]

#### (定義)

- 一 酸素欠乏 空気中の酸素の濃度が十八パーセント未満である状態をいう。
- 二 酸素欠乏等 前号に該当する状態又は空気中の硫化水素の濃度が百万分の十を超える状態をいう。
- 三 酸素欠乏症 酸素欠乏の空気を吸入することにより生ずる症状が認められる状態をいう。
- 四 硫化水素中毒 硫化水素の濃度が百万分の十を超える空気を吸入することにより生ずる症状が認められる状態をいう。
- 五 酸素欠乏症等 酸素欠乏症又は硫化水素中毒をいう。
- 六 酸素欠乏危険作業 労働安全衛生法施行令(昭和四十七年政令第三百十八号。以下「令」という。) 別表第六に掲げる酸素欠乏危険場所(以下「酸素欠乏危険場所」という。)における作業をいう。
- 七 第一種酸素欠乏危険作業 酸素欠乏危険作業のうち、第二種酸素欠乏危険作業以外の作業をいう。 八 第二種酸素欠乏危険作業 酸素欠乏危険場所のうち、令別表第六第三号の三、第九号又は第十二
  - に掲げる酸素欠乏危険場所(同号に掲げる場所にあつては、酸素欠乏症にかかるおそれ及び硫化水素中毒にかかるおそれのある場所として厚生労働大臣が定める場所に限る。)における作業をいう。

## 別表第六 酸素欠乏危険場所(第六条、第二十一条関係)

- 一 次の地層に接し、又は通ずる井戸等(井戸、井筒、たて坑、ずい道、潜函(かん)、ピットその他これらに類するものをいう。次号において同じ。)の内部(次号に掲げる場所を除く。)
- イ 上層に不透水層がある砂れき層のうち含水若しくは湧(ゆう)水がなく、又は少ない部分
- ロ 第一鉄塩類又は第一マンガン塩類を含有している地層
- ハ メタン、エタン又はブタンを含有する地層
- 二 炭酸水を湧(ゆう)出しており、又は湧(ゆう)出するおそれのある地層
- 木 腐泥層
- 二 長期間使用されていない井戸等の内部
- 三 ケーブル、ガス管その他地下に敷設される物を収容するための暗きよ、マンホール又はピットの内部
- 三の二 雨水、河川の流水又は湧(ゆう)水が滞留しており、又は滞留したことのある槽、暗きよ、マン ホール又はピツトの内部
- 三の三 海水が滞留しており、若しくは滞留したことのある熱交換器、管、暗きよ、マンホール、溝若 しくはピツト(以下この号において「熱交換器等」という。)又は海水を相当期間入れてあり、若し くは入れたことのある熱交換器等の内部
- 四 相当期間密閉されていた鋼製のボイラー、タンク、反応塔、船倉その他その内壁が酸化されやすい施設(その内壁がステンレス鋼製のもの又はその内壁の酸化を防止するために必要な措置が講ぜられているものを除く。)の内部
- 五 石炭、亜炭、硫化鉱、鋼材、くず鉄、原木、チツプ、乾性油、魚油その他空気中の酸素を吸収する 物質を入れてあるタンク、船倉、ホツパーその他の貯蔵施設の内部
- 六 天井、床若しくは周壁又は格納物が乾性油を含むペイントで塗装され、そのペイントが乾燥する前に密閉された地下室、倉庫、タンク、船倉その他通風が不十分な施設の内部
- 七 穀物若しくは飼料の貯蔵、果菜の熟成、種子の発芽又はきのこ類の栽培のために使用しているサイロ、むろ、倉庫、船倉又はピツトの内部
- ハ しようゆ、酒類、もろみ、酵母その他発酵する物を入れてあり、又は入れたことのあるタンク、むる又は醸造槽の内部
- 九 し尿、腐泥、汚水、パルプ液その他腐敗し、又は分解しやすい物質を入れてあり、又は入れたこと のあるタンク、船倉、槽、管、暗きよ、マンホール、溝又はピツトの内部
- 十 ドライアイスを使用して冷蔵、冷凍又は水セメントのあく抜きを行つている冷蔵庫、冷凍庫、保冷 貨車、保冷貨物自動車、船倉又は冷凍コンテナーの内部
- 十一 ヘリウム、アルゴン、窒素、フロン、炭酸ガスその他不活性の気体を入れてあり、又は入れたことのあるボイラー、タンク、反応塔、船倉その他の施設の内部
- 十二 前各号に掲げる場所のほか、厚生労働大臣が定める場所

#### ≪酸素欠乏症等防止対策についての問合せ先≫

古河労働基準監督署(TEL 0280-32-3232)

茨城労働局労働基準部安全衛生課(TEL 029-224-6215)

≪第一種、第二種酸素欠乏危険作業主任者技能講習の問合せ先≫

古河労働基準協会(TEL 0280-31-4176)

茨城労働基準協会連合会(TEL 029-225-8881)

# 被素欠乏症·硫化水素中毒

# 酸素欠乏症・硫化水素中毒は、

# 致死率が高く非常に危険ですが.

作業環境測定、換気、送気マスク等の呼吸用保護具の使用などの措置を適正に実施すれば発生を防ぐことができます。

酸素欠乏空気・硫化水素の発生のおそれのある場所の確認と 災害防止のための措置・作業方法の点検を行いましょう。

# 酸素欠乏症

空気中の酸素濃度が低下することを酸素欠乏といい、酸素欠乏状態の空気を吸入することで酸素欠乏症にかかります。酸素欠乏症にかかると目まいや意識喪失、さらには死に至る場合があります。

酸素度	症 状 等
21%	通常の空気の状態
18%	安全限界だが連続換気が必要
16% 12% 8% 6%	頭痛、吐き気 目まい、筋力低下 失神昏倒、7~8分以内に死亡 瞬時に昏倒、呼吸停止、死亡

# 硫化水素中毒

硫化水素は自然界の様々な状況で発生しています。汚泥等の撹拌や化学反応等によっては急激に高濃度の硫化水素ガスが空気中に発散されることもあります。硫化水素ガスは嗅覚の麻痺や眼の損傷、呼吸障害、肺水腫を引き起こし、死に至る場合もあります。

硫化水素 農 度	症 状 等
5 ppm 程度	不快臭
10 ppm 許容濃度 (眼の粘膜の刺激下限界)	
20ppm ↓	気管支炎、肺炎、肺水腫
350ppm	生命の危険
700ppm	呼吸麻痺、昏倒、呼吸停止、死亡

# 厚生労働省

# 酸素欠乏等の原因等

### 1 物の酸化

- ① 鉄製タンク、船倉などの内部 (内壁がさびる)
- ② くず鉄、石炭、魚油などが入れてあるタンク、貯蔵施設などの内部(貯蔵又は運搬中の物の酸化)
- ③ 乾性油を含む塗料で塗装され、その塗料が乾燥する前の通風が不十分な施設の内部(塗料が酸化される)
- ④ 井戸などの内部 (土中の鉄分がさびるなど)

## 2 穀物、果菜、木材等の呼吸

- ① 穀物、飼料が入れてある貯蔵庫などの内部(牧草、食料品の貯蔵)
- ② 原木、チップなどが入れてある貯蔵施設などの内部 (木材の呼吸、発酵など)

## 3 有機物の腐敗、微生物の呼吸

- ① し尿、汚水などのタンク (下水や汚物中の微生物の呼吸)
- ② 暗きょ、マンホール、ピット等(地表から流入した汚水の中の微生物の呼吸)
- ③ 醤油、酒など入れたことのあるタンク (密閉されたタンクの内部などでの微生物の呼吸) ! 微生物の繁殖に伴い、硫化水素が発生するおそれもあります。

## 4 人の呼吸

内部から開けることのできない冷蔵庫、タンクなど (密閉された環境での酸素消費)

## 5 不活性ガスの流入

- ① 窒素等の不活性ガスが封入されたタンクや貯蔵施設の内部(火災、爆発、酸化防止のために窒素 封入等)
- ② 溶接作業の行われているピットやタンクの内部(溶接作業の際のアルゴンガスなどの滞留)

### 6 冷媒に使用されるガスの滞留

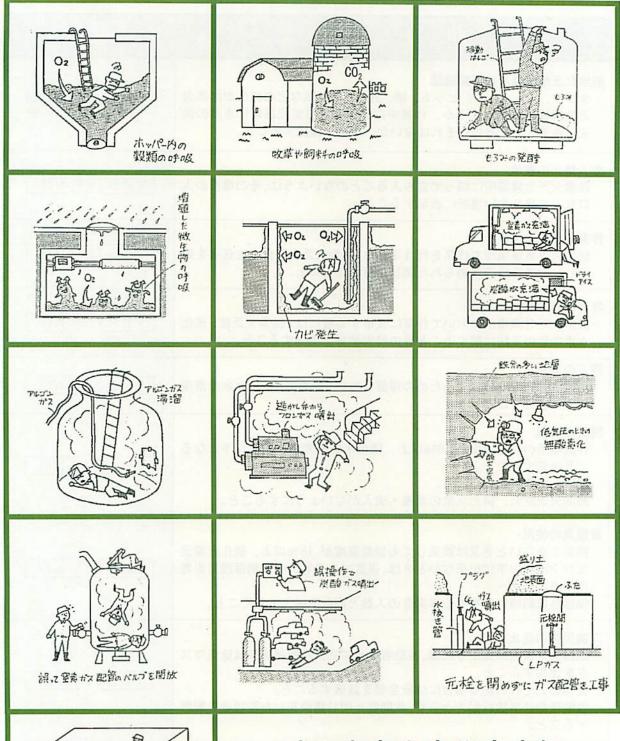
冷凍機室、冷凍倉庫、冷凍食品輸送トラックなどの内部 (冷却のためのドライアイスの気化ガス充満など)

## 7 酸素欠乏空気などの噴出

- ① 埋立地、トンネル、ガス田地帯の建物基礎坑の内部 (メタンガスの噴出)
- ② 地下プロパン配管の付近 (配管かえの際のガスの噴出)
- ③ 船室、地下駐車場、可燃物取扱場所(炭酸ガス消火装置の誤作動、故障)
- ④ 石油タンカーの油槽内、精油所のタンク内(石油ガスの遊離、低沸点溶剤の気化)

# 酸素欠乏症災害事例







# 硫化水素中毒災害事例





防止対策	チェックリスト
酸素欠乏危険場所の事前確認 タンク、マンホール、ピット、槽、井戸、たて坑などの内部が酸素欠 乏危険場所に該当するか、作業中に酸素欠乏空気及び硫化水素の発 生・漏洩・流入等のおそれはないか、事前に確認すること。	YES NO
立入禁止の表示 酸素欠乏危険場所に誤って立ち入ることのないように、その場所の入口などの見やすい場所に表示すること。	YES NO
作業主任者の選任 酸素欠乏危険場所で作業を行う場合は、酸素欠乏危険作業主任者を選 任し、作業指揮等決められた職務を行わせること。	YES NO
特別教育の実施 酸素欠乏危険場所において作業に従事する者には、酸素欠乏症、硫化 水素中毒の予防に関すること等の特別教育を実施すること。	YES NO
測定の実施 測定者の安全を確保するための措置を行い、酸素濃度、硫化水素濃度 の測定を行うこと。	YES NO
換気の実施 作業場所の酸素濃度が 18%以上、硫化水素濃度が 10ppm 以下になる よう換気すること。 継続して換気を行うこと。 酸素欠乏空気、硫化水素の漏洩・流入がないようにすること。	YES NO
保護具の使用 換気できないとき又は換気しても酸素濃度が 18%以上、硫化水素濃度が 10ppm 以下に出来ないときは、送気マスク等の呼吸用保護具を着用すること。 保護具は同時に作業する作業者の人数と同数を備えておくこと。	YES NO
二次災害の防止 酸素欠乏災害が発生した際、救助者は必ず空気呼吸器等又は送気マスクを使用すること。 墜落のおそれのある場合には安全帯を装備すること。 救助活動は単独行動をとらず、救助者と同じ装備をした監視者を配置すること。	YES NO

以上のことでご不明なことがありましたら、最寄りの労働局安全衛生主務課又は労働基準監督署にお問い合わせください。

# 年就經過一種



JISHA 中災防

応援します!!安全・健康・快適職場 中災防賛助会員募集中! 中央労働災害防止協会(中災防) ※お問い合わせは広報相談センターまで 〒108-0014 東京都港区芝5-35-1 [TEL] 03-3452-6049 [FAX] 03-5443-9845

[ホームページ] http://www.jisha.or.jp/ [E-mail] koho@jisha.or.jp

# リスクアセスメントを効果的に進めよう!!

作業内容

『年末年始で大量に納品された荷(ダンボール1箱=20kg)を、 倉庫から製造部門に運ぶため、台車につみかえる。

#### 危険性又は有害性の特定 手順

商品の入ったダンボールを運ぼうと持って立ち上がったところ、腰を 痛めそうになった。(ヒヤリ・ハット情報より)

#### 手順 2 リスクの見積り

※見積りについては、労働災害の発生の可能性と危害の重大性の組み合わせで行います。 なお、可能性については、以下の①、②のように2つの要素に分けて見積る方法もあります。 ここでは、この方法で見積ります。

頻度	評価点
1日に1回程度	4
週に1回程度	2
半年に1回程度	1

## ①危険状態が発生する頻度 ②危険状態が発生したときに災害に至る可能性

可能性	評価点
確 実	6
可能性が高い	4
可能性がある	2
可能性がほとんどない	1

## ③災害の重大性

重 大 性	評価点
死亡などの重篤な災害	10
休業災害	6
不休災害	3
上記以外の微小災害	1

IJ2	スクレベル/評価結果	リスクポイント	優先度/対応
V	重大な問題がある	12~20	直ちに中止・改善
III	問題がある	8~11	早急に改善
I	多少の問題がある	5~7	改善が必要
I	問題は殆どない	3~4	リスクに応じた必要な管理

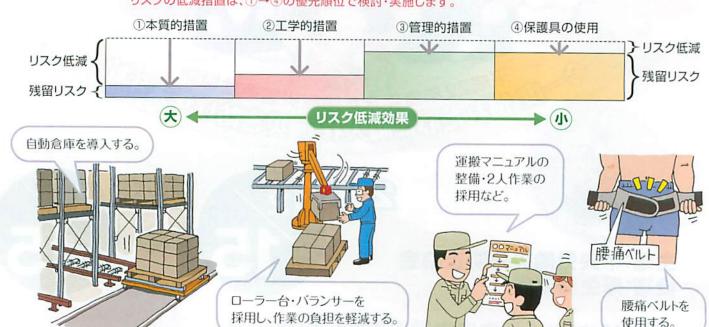
この作業の場合、①1点、②4点、③6点と見積られ、 リスクポイントは①+②+③=11点になります。

リスクポイントが11点なので、リスクレベルはIIになります。



#### リスク低減のための措置内容の検討と実施 手順 3

リスクレベルがⅢなので、「問題がある」レベルで、早急な改善が必要となります。 リスクの低減措置は、①→④の優先順位で検討・実施します。



## トップの安全衛生パトロールの実施

トップ自らが、安全のパトロールを行い、職場を直接点検するとともに、作業者との対話の中から多くの体験や情報によって、職場の安全衛生上の問題点を把握し、解決につなげましょう。



## 4S(整理·整頓·清掃·清潔)



# チームミーティングの実施

一日の始まりである始業時のミーティングやKY (危険予知)活動を実施して、職場のミーティングを活発化させ、作業手順や作業の危険のポイントについての情報などを共有するなどチームワークを高めて職場の安全衛生を向上させましょう。職場のコミュニケーションを豊かにすることは、安全職場づくりの原動力です。





http://www.jisha.or.jp/order/\_TEL:03-3452-6401\_FAX:03-3452-2480

# 平成22年度 年末年始無災害運動実施要領

## 1)趣旨

年末年始無災害運動は、働く人たちが年末年始を無事故で過ごし、明るい新年を迎えることができるようにという趣旨で、昭和 46年から厚生労働省の後援のもと中央労働災害防止協会が主唱する運動で、本年で40回目を迎える。

我が国における労働災害の被災者数は、長期的には減少傾向を示しているものの、今なお、年間54万人が被災し、1,000人を超える労働者の尊い生命が失われており、特に本年は、死亡者数が大幅に増加している。

一方、健康面では、仕事や職業に関する強い不安、悩み、ストレスを感じる労働者の割合は約6割に達しており、メンタルヘルス 上の理由により休業する労働者も少なからずおり、ストレス等での精神疾患による労災認定件数も高い水準にある。

このような状況の中、職場の安全や労働者の健康を確保していくためには、経営トップ自らが先頭に立ち、安全衛生管理体制や 安全衛生活動について改めて点検を行い、リスクアセスメントや安全衛生教育・危険予知活動などの日常的な安全衛生活動を強 化していくことが求められている。

とりわけ、年末年始はあわただしい時期でもあり、普段の作業や生活のリズムが変りやすく、また、年末には、一斉に操業を停止し、大掃除や機械設備の保守点検作業が行われ、年始には再び操業を開始するに当たっての立ち上げ作業が行われるなど、非定常作業が多くなる時期であり、各事業場、職場では災害防止のために特別な配慮が必要となる。

このため、「安全第一」という基本に立ち戻り、今一度気を引き締めて、作業前点検の実施、作業手順の遵守、非定常作業における安全確認の徹底、交通ルールの遵守等を図ることが重要である。

このような趣旨を踏まえ、本年度の年末年始無災害運動は、

## 「今一度 慣れた心に喝入れて 災害防げ年末年始」を標語として展開することとする。

## 2 実施期間

平成22年12月15日から平成23年1月15日までとする。

## 3 運動標語

「今一度 慣れた心に喝入れて 災害防げ年末年始」

#### (4) 主唱者

中央労働災害防止協会

## 5 後 援

厚生労働省

## 6) 実施者

#### 各事業場

## 7 主唱者の実施事項

- 機関誌、インターネット等を通じての広報
- 2 リーフレット等の制作及び配布
- ③ 小冊子、ポスター、のぼり等の頒布

## 8 事業場の実施事項

- 経営トップによる安全衛生方針の決意表明
- リスクアセスメント及び労働安全衛生マネジメントシステムの構築に向けた取組みの推進
- 図 メンタルヘルス、過重労働対策の推進
- チームミーティング、KY(危険予知)活動、ヒヤリハット活動等自主活動の推進
- □ 職場の整理・整頓・清掃・清潔(4S)の徹底
- 非定常作業における災害防止対策の徹底
- ☑ 機械設備に係る定期自主検査及び作業前点検の実施
- 図 安全衛生パトロールの実施

- 少気の点検、確認等火気管理の徹底
- □ 墜落・転落災害の防止対策の徹底
- Ⅲ はさまれ・巻き込まれ災害の防止対策の徹底
- 交通労働災害防止ガイドラインに基づく交通労働災害防止対策の推進
- Ⅳ 飲酒、睡眠等生活リズムに関する健康指導の実施
- Ⅲ インフルエンザ等感染対策の徹底
- 安全衛生旗の掲揚及び年末年始無災害運動用ポスター、のぼり等の掲示
- 10 その他安全衛生意識高揚のための活動の実施



2011年(平成23年)は産業安全運動の創始100年記念の年です。

お問合せは産業安全運動100年記念事業実行委員会事務局 〒108-0014 東京都港区芝5-35-1 中央労働災害防止協会内 TEL:03-3452-3307 FAX:03-3452-6145